

○ 変更許可申請が必要な場合（介護老人保健施設・介護医療院のみ）

介護老人保健施設における本体施設サービスでは、指定した施設の構造概要又は平面図（各室の用途を含む）、運営規程（従業者の職種、員数等に限る）など、介護保険法施行規則第136条の第2項及び第138条第2項で定められる事項に変更がある場合には、事前に下関市長の許可を受ける必要があります。

なお、変更許可申請は、変更にあたって事前に許可を受けるものですが、工事を伴うものなどについては、工事そのものに対して許可を受けるものではなく、工事終了後の状態で実際に使用することに対して許可を受けるものです。したがって、工事に伴う入所者の安全性、利便性の確保や変更後の基準上の問題点の有無等について、事前（着工前）に担当者と十分協議を行なってください。

また、変更許可申請の時期については、変更予定年月日の1ヵ月～2週間前を目途としてください。工事を伴うものなど、変更許可にあたって現地確認を行う場合があります。

○ 手数料が必要な場合（介護老人保健施設・介護医療院のみ）

「施設又は構造設備の概要」の変更のうち工事を伴うものについては、手数料（33,000円）がかかりますので注意してください。また、手数料は、変更許可申請時に収めていただくこととなります。

	運営規程	勤務形態一覧	経歴書	資格証明	図面	写真	その他
1 敷地の面積又は平面図の変更					○		○※1
	※図面は公図とし、敷地平面図の配置が分かる見取図を添付してください。						
2 建物の構造概要又は平面図（各室の用途を含む）の変更					○※1	○※2	
	※1 各室の用途及び面積（積算根拠の寸法も記載）を明示してください。 ※1 配置図、平面図を適宜添付してください。 ※2 写真は必要に応じて添付してください。						
3 施設又は構造設備の概要の変更					○※1	○※2	
	※1 配置図、平面図を適宜添付してください。（寸法も記載） ※2 写真は必要に応じて添付してください。						
4 施設の共用の有無又は共用の場合の利用計画の変更					○※1	○※2	○※3
	※1 配置図、平面図を適宜添付してください。（寸法も記載） ※2 写真は必要に応じて添付してください。 ※3 共用施設の利用計画が分かる書類を添付してください。						
5 運営規程	営業日、営業時間、従業者数、サービス内容・提供方法、利用料、通常の実施地域の変更						
(1) 従業者の職種	○	○		○			
(2) 従業者の員数	○	○		○※1			
	※1 資格が必要な職種に係る従業者で未提出の場合は添付してください。						
(3) 従業者の職務の内容	○	○		○※1			
	※1 資格要件がある場合は添付してください。						
(4) 入所定員の増加	○	○			○※1	○※2	
	※1 配置図、平面図を適宜添付してください。（寸法も記載） ※2 写真は必要に応じて添付してください。						
6 協力病院の変更	○						○※1
	※1 医療機関との契約書等の写しを添付してください。						

※ 介護老人保健施設及び介護医療院の管理者を変更しようとする場合には、別に「介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書」の提出が必要です。申請の時期については、変更予定年月日の1ヵ月～2週間前を目途としてください。（承認を受けた後に、別途変更届の提出が必要です。）

○ 提出部数

正本1部を担当窓口へ提出してください。なお、別途申請者保管用として、副本1部を作成し、保管しておいてください。